令和８年（フ）第１０６号
茨城県牛久市栄町４丁目89番地１（有料老人ホーム姫桜）
債務者　大内　利夫
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
奈良県桜井市大字東新堂329番地の１　ハイツＲ　205
債務者　貞野かつ代
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５３号
山口県柳井市東土手12番20号
債務者　平松　智子
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第１１８１号
東京都三鷹市北野４丁目16番15号
債務者　中田　勝也
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４５１号
静岡県榛原郡吉田町神戸1261番地の３　ｂｏｎｉｔｏ（101）
債務者　片岡　　努
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３２号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目216番地の１　サン野菊尼崎　Ａ－111、従前の住所大阪市住之江区浜口西１丁目２番８－210号
債務者　廣中　智子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４５４号
兵庫県西宮市中殿町６番３－707号
債務者　西畑　晴美
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８５号
兵庫県尼崎市浜田町１丁目52番地の４
債務者　緒方　美保（旧姓新山）
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８７号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目３番８号　プチグレイス塚口弐番館　203、前住所兵庫県尼崎市大西町２丁目16番13号　Ｖ－Ｓｔｙｌｅ大西町　302
債務者　鈴木　希望
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９１号
兵庫県尼崎市宮内町３丁目146番地の２　メゾンクレール　202
債務者　白井麻衣子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８号
兵庫県たつの市誉田町誉43番地
債務者　松本　壮平
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２７号
岩手県釜石市大町３丁目８番３号　大町市営住宅207号、旧住所岩手県釜石市甲子町第９地割150番地
債務者　佐々木智恵子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第３３７号
新潟市西区真砂３丁目22番12号　第１コーポ真砂２号棟、前住所新潟市中央区水島町10番25号　ダイアパレス水島町603号
債務者　山岸　幸栄
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５４号
新潟市中央区本馬越２丁目26番18号　ホワイトハウスⅡ　104号
債務者　布施實佐子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８８号
長野県上田市緑が丘１丁目５番26号　県住Ｍ２－403号
債務者　小林　和実
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第９３号
長野県上田市踏入１丁目６番21号　県住Ａ－４号、前住所長野県千曲市大字磯部968番地３　ハイツナベタ203号室
債務者　岩野　純一
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第５８号
三重県名張市栄町2812番地３　名張駅前マンション105号
債務者　角谷　充彦
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
津地方裁判所伊賀支部